

理事	吉 川 政 弘	上益城郡御船町大字滝尾 2555 番地
監事	森 川 邦 昭	上益城郡御船町大字上野 757 番地
"	松 本 憲 一	上益城郡御船町大字上野 1948 番地
"	栗 永 恭 一	上益城郡御船町大字上野 3492 番地
就任		
理事	中 村 久 夫	上益城郡御船町大字上野 513 番地
"	森 川 邦 昭	上益城郡御船町大字上野 757 番地
"	上 村 正 一	上益城郡御船町大字上野 2127 番地
"	栗 永 栄 一	上益城郡御船町大字上野 3528 番地
"	永 野 澄 雄	上益城郡御船町大字上野 4808 番地
"	上 田 秀 信	上益城郡御船町大字田代 7828 番地の 16
"	渡 辺 誠 治	上益城郡御船町大字上野 6585 番地
"	杉 村 周 一	上益城郡御船町大字田代 5185 番地
"	山 川 久 光	上益城郡御船町大字田代 8404 番地の 10
監事	渡 辺 司	上益城郡御船町大字上野 2263 番地の 1
"	土 田 康 敏	上益城郡御船町大字上野 3916 番地の 2
"	吉 川 政 弘	上益城郡御船町大字滝尾 2555 番地

熊本県公告第 315 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営氷川下流地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営氷川下流地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 15 年 5 月 8 日から平成 15 年 6 月 4 日まで
- 縦覧場所
鏡町役場
竜北町役場
宮原町役場

熊本県公告第 316 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営古江地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営古江地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 15 年 5 月 8 日から平成 15 年 6 月 4 日まで
- 縦覧場所
栖本町役場

熊本県公告第 317 号

球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	内 山 慶 治	球磨郡山江村大字山田乙 503 番地